

#### 4-(3)- i 口蹄疫のコンパートメントに関する条件の追加

##### 1. 経緯

口蹄疫のコンパートメントの条件を OIE コードに導入することについては、2009 年 3 月の OIE コード委員会で初めて検討され、口蹄疫コンパートメントの規定案を作成した。2009 年 9 月の OIE コード委員会では引き続き議論され、一部修正の上、コード改正案の中に残された。2010 年 2 月のコード委員会では、さらに一部修正の上、コード改正案として 5 月の OIE 総会に上程することが決定された。

その理由として、コード委員会は、OIE は各国のコンパートメントを含む口蹄疫根絶戦略を公式認定することによって、本病の清浄化の推進に寄与できるからだとしている。このため「公式防疫プログラム」を有していることが口蹄疫清浄コンパートメントを設定する条件とされている。

##### 2. 改正内容

口蹄疫のコンパートメントに関する記述が新しい条として追加されている。これは、一定のバイオセキュリティ措置が適用されている区画を清浄コンパートメントとして指定し、当該区画で生産され、輸出される動物や畜産物は、口蹄疫の清浄国又は清浄地域から輸出されるものと同じに取り扱うというものである。具体的には、口蹄疫清浄コンパートメントについて次にかかげる要件が規定されている。

- ① 報告の記録、公式防疫プログラム及びサーベイランスシステムを有していること。
- ② 過去 12 ヶ月間発生がないこと、過去 12 ヶ月間感染の証拠がないこと、口蹄疫のワクチン接種が禁止されていること、過去 12 ヶ月以内にワクチン接種された動物がいないこと、及びサーベイランスが実施されていること。
- ③ コンパートメント内の動物及び口蹄疫に関する詳細なバイオセキュリティプランがあること。
- ④ 獣医当局によって承認されていること。最初の承認は過去 3 ヶ月間口蹄疫の発生がない地域内に限り与えられなければならない。

##### 3. 論点

- ① 効果的なバイオセキュリティ措置の設置が可能か。
- ② 口蹄疫清浄コンパートメントを設置することが、口蹄疫根絶戦略に寄与するか。
- ③ 口蹄疫清浄コンパートメントからの輸入は、口蹄疫発生国からの本病の侵入対策として有効か。

### 8.5.5bis 口蹄疫清浄コンパートメント

口蹄疫清浄コンパートメントは、口蹄疫清浄国もしくは地域又は汚染国もしくは汚染地域のいずれにおいても設置することができる。コンパートメントの区域を定める場合には、第4.3章及び第4.4章の原則に従うものとする。口蹄疫清浄コンパートメントにおける感受性動物は、効果的なバイオセキュリティ管理システムにより、他の感受性動物から隔てられているものとする。

口蹄疫清浄コンパートメントの設置をのぞむ加盟国は次に掲げる要件を満たすものとする。

1. 定期的及び敏速な家畜疾病に関する報告の記録を有し、口蹄疫清浄ではない場合には、公式防疫プログラム、及びその国又は地域の口蹄疫の流行を正確に知ることができる第8.5.40条から第8.5.42条までの規定に基づく実施中のサーベイランスシステムを有していること。
2. 当該口蹄疫清浄コンパートメントについて次に掲げる事項を宣言していること。
  - a) 過去12ヶ月間、口蹄疫の発生がないこと。
  - b) 過去12ヶ月間、口蹄疫ウイルスの感染の証拠が認められないこと。
  - c) 口蹄疫ワクチンの接種が禁止されていること。
  - d) 過去12ヶ月の間に口蹄疫ワクチンを接種された動物が、当該コンパートメント内にいないこと。
  - e) 動物、精液及び受精卵は、もっぱら本章の関連条に基づきコンパートメントへ導入されること。
  - f) 第8.5.40条から第8.5.46条に基づくサーベイランスが口蹄疫及び口蹄疫ウイルス感染に対して実施されていることが、明文化された証拠によって示されていること。
  - g) 第4.1章及び第4.2章に基づき、動物の個体識別及びトレーサビリティシステムが施行されていること。
3. コンパートメント内の動物群並びに口蹄疫及び口蹄疫にウイルスに対するバイオセキュリティプランが詳細に記述されていること。
4. コンパートメントは、獣医当局により承認されるものとする。最初の承認は、当該コンパートメントが所在する地域内に過去3ヶ月間口蹄疫の発生がない場合に限り与えられるものとする。

2010年2月のコード委員会に日本が提出したコメント

口蹄疫ウイルスに対する効果的なバイオセキュリティ管理システムについての具体的なチェックリストが策定されない限り、第8.5章に口蹄疫清浄コンパートメントの概念を入れるべきではない。なぜならば、口蹄疫はとりわけ空気感染によって拡がること、及び牛や豚は普通野外やオープンスペースで飼養されているからである。